

埼玉県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

〔平成27年4月1日施行
令和4年4月1日改正施行〕

第1 目的

人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、埼玉県とする。

第3 対象患者

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している埼玉県内に住所を有する患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。ただし、さいたま市内に住所を有する指定難病の患者は除く。

第4 実施方法

- 1 埼玉県は、本事業を行うに適切な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（訪問看護指示書を作成する主治医の属する医療機関を含む。以下これらを「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。
- 2 前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和58年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者1人当たり年間260回（別添に掲げる特例措置として実施する場合を含む。）を限度として、別添により支払うものとする。
- 3 本事業による訪問看護の回数は、原則として対象患者1人に対して1週間につき5回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行っても差し支えないこととする。

- 4 本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の診療報酬とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書（写し）及び訪問看護計画書をあらかじめ知事に提出するものとする。

第5 申請手続

- 1 本事業による訪問看護を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書（様式第1号）に、申請時点で直近の訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書（写し）及び訪問看護計画書（診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。）を添付して、知事へ提出するものとする。

また、申請者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により法第7条に規定する医療受給者証及び特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、法第5条第1項に規定する指定難病又は当該特定疾患に係る臨床調査個人票を添付するものとする。

- 2 前項による申請は、本事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関が取りまとめて提出して差し支えないものとする。

第6 対象者の決定等

- 1 知事は、申請について可否を決定し、結果を申請者及び当該訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。なお、申請を承認した場合は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。
- 2 対象者の決定の効力は、当該患者の有する医療受給者証及び特定疾患医療受給者証の有効期間の取扱いに準じるものとする。

第7 申請内容の変更等

- 1 申請者は、第5の申請時の内容等に変更があったときは、速やかに申請内容等変更届（様式第3号）に基づき、知事に届け出るものとする。ただし、利用する訪問看護ステーション等医療機関を変更しようとする場合は、あらかじめ届け出るものとする。
- 2 第6の登録承認に係る対象患者が治癒又は死亡したとき、医療受給者証及び特定疾患医療受給者証の有効期間が満了したとき、県外又はさいたま市（特定疾患治療研究事業対象疾患患者を除く。）へ転出したときは、当該登録承認は失効したものとみなす。この場合、申請者は、速やかに当該登録承認通知書を知事へ返還するものとする。

第8 事業期間

事業期間は、同一患者につき1カ年を限度とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を更新できるものとする。

第9 報告

本事業を受託した訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書（様式第4号）及び訪問看護実施記録（様式第5号）を提出することとし、知事は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書の写しを厚生労働省に送付するものとする。

第10 費用の請求

- 1 訪問看護ステーション等医療機関からの第4に定める費用の請求は、翌月の10日までに、訪問看護指示料請求書（様式第6号）又は訪問看護費用請求書（様式第7号）を用いて行うものとする。
- 2 知事は前条の請求を受けたときは、その内容を審査し請求者に速やかにその費用を支払うものとする。

第11 難病対策協議会等との関係

埼玉県難病対策協議会等は、知事からの要請に基づき、この事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。

第12 事業実施上の留意事項

- 1 関係行政機関、医師会等の関係団体、関係医療機関等と連携を図り、その協力を得て事業の円滑な実施に努めるものとする。
- 2 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。
- 3 難病の患者、その保護者及び医療関係者に対し、事業の周知を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別添

在宅人工呼吸器使用患者支援事業 訪問看護に係る費用の額

1 原則

1日につき4回目以降の訪問看護に係る費用の額は、次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、②から⑤までに係る該当区分の費用を支払うものとする。

- | | |
|---|------------------|
| ① 医師による訪問看護指示料 | 1月に1回に限り 3,000 円 |
| ② 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき 8,450 円 |
| ③ 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき 7,950 円 |
| ④ その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 | 1回につき 5,550 円 |
| ⑤ その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額 | 1回につき 5,050 円 |

2 特例措置

1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

- | | |
|--|---------------|
| ① 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用 | 1回につき 2,500 円 |
| ② 准看護師による訪問看護の費用 | 1回につき 2,000 円 |